

新司法試験短答過去問集(刑法)  
誤植訂正表

2012年3月19日  
第1版  
スクール東京

ページ	該当箇所			変更前	変更後
	問題番号	場所	行		
60	18-8	肢4解説	1	肢ア	<b>肢1</b>
68	23-8	肢3解説	全部	承諾により構成要件該当性が阻却されるのは、窃盗罪や住居侵入罪の構成要件のように「意思に反して」という構成要件要素がある場合だけである。傷害罪の構成要件は、人の意思に反して身体を傷害することではないから、承諾によって構成要件該当性が阻却されることはない。よって、甲の行為は、傷害罪の構成要件に該当する。	<b>本肢の甲は乙の右手の親指を包丁で切断しており、乙の生理的機能を害しているの、「人の身体を傷害した」といえる。そのため、たとえ乙の承諾があったとしても、傷害罪の構成要件には該当する。</b> なお、承諾については違法性阻却事由の点で考慮される。すなわち、被害者の承諾は社会的相当性判断の1つとなり得るから、承諾及び承諾による行為が社会的相当性の範囲内にある場合には、違法性を阻却する。 本件では、乙は保険金をだまし取る目的で承諾し、甲もそれに協力する形で乙を傷害しており、詐欺罪を構成しうる行為といえる。したがって、乙の承諾も甲の行為も、社会的相当性の範囲内にあるといえず、乙の承諾によっては、甲の違法性は阻却されない。
74	21-3	肢3解説	7	したがって、丙との関係で横領罪は成立しないのであり、本肢の甲には犯罪が成立しない。	したがって、丙との関係で横領罪は成立しないのであり、本肢の甲には犯罪が成立しない。さらに、丙との委託信頼関係を侵害しているため背任罪も問題となるが、甲の事務は、自己の事務であり、他人の事務でない。よって、背任罪も成立しない。
76	20-3	肢イ解説	8	平成22年第4問肢イと同じである。	平成22年第4問肢 <b>2</b> と同じである。
76	20-3	肢ウ解説	7	平成22年第4問肢オと同じである。	平成22年第4問肢 <b>5</b> と同じである。
88	プ-10	完成文 学生D 第3発言	23	学生D 私は、(i. 窃盗罪)と(j. 器物損壊罪)の法定刑の差は、(i. 窃盗罪)が財物を利用しようという動機・目的がある点でより強い非難に値するからであると説明できると思うが、AさんやBさんの見解では法定刑の差を説明できないと思う。	学生D 私は、(i. 窃盗罪)と( <b>1</b> . 器物損壊罪)の法定刑の差は、(i. 窃盗罪)が財物を利用しようという動機・目的がある点でより強い非難に値するからであると説明できると思うが、AさんやBさんの見解では法定刑の差を説明できないと思う。
100	プ-13	肢ウ条文	-	314条1項	<b>刑事訴訟法</b> 314条1項
165	プ-12	問題文	17	乙は(①)だが、覆面をしたことで分かるように違法な行為をしている認識がある上、自らナイフを準備しており、(⑦)を備えていると認められる。したがって、乙を(⑤)と考えるのは無理がある。	<b>乙は(①)だが、覆面をしたことで分かるように違法な行為をしている認識がある上、自らナイフを準備しており、(⑦)を備えていると認められる。したがって、乙を(⑤)と考えるのは無理がある。</b>
240	20-12	肢オ解説	-	5×	<b>オ×</b>
322	19-5	肢ア解説	7	ないので、盗品等有償有利受け罪は成立しない。	ないので、盗品等有償譲受け罪は成立しない。
337	21-1	肢エ解説	6	構成要件に該当せう	構成要件に <b>該当せず</b>
363	23-9	肢5解説	3	しかし、放火罪は、社会的法益の罪でもあるのに対して、殺人罪は専ら個人的法益の罪であり、法益の性質が異なるから、いずれかの罪の法益に吸収させるのは妥当でない。	<b>しかし、放火罪の主な保護法益は公共の危険という社会的法益であり、副次的に個人の生命等の個人法益を保護しているにすぎない。そのため、個人的法益の中で最も重要である人の生命を、放火罪のみでは完全に評価し尽くしていない。したがって、殺人罪を放火罪に吸収させるのは妥当ではなく、放火罪とは別に殺人罪を成立させる必要がある。</b>
370	20-8	肢ア解説	14	そして、この場合に乙の同意は、替え玉になって受験をするという社会通念上相当性を欠くもののため、違法性も阻却しない。	<b>削除</b>